

## 東近江市社会福祉協議会サロン活動助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 サロン活動を通して介護予防を推進し、高齢者が住み慣れた地域で元気でいきいきと安心して暮らせるよう、地域住民が主体となって行う気軽集える「通いの場」づくりを支援することを目的とする。また、身近な地域で高齢者や障がい者をはじめ、住民同士が継続的に交流を深め、地域で生まれる連帯感や見守り意識を高めるとともに、地域にある暮らしの課題を共有し、解決に向けて助け合い支え合いながら安心して暮らせる地域づくりを目的とする。

### (助成対象)

第2条 東近江市内でサロン活動を実施する以下の団体とする。ただし、東近江市及び東近江市社会福祉協議会(以下、本会という。)からサロン活動に対して他の助成金を受けた団体は除く。

- (1) 自治会、町内会
- (2) 実施地域内の自主的な組織
- (3) その他、会長がこの助成事業に適していると認めるもの

### (助成期間)

第3条 当年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (助成対象となる活動)

第4条 この要綱におけるサロン活動は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、当該サロン活動は地域の実情に応じて実施するものとする。

- (1) 地域で孤立することなく、誰でも気軽に安心して集まれる「通いの場」づくり
- (2) 高齢者の閉じこもり防止を図り、介護予防や健康の維持向上、生きがいづくりを目指す活動
- (3) 地域の特色及び住民の興味や関心が生かされる活動
- (4) 地域での交流や世代間交流を積極的に推進する活動
- (5) 参加者と実施者という区別がなく、一緒に考えながらすすめる活動

2 前項各号に規定するサロン活動の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 小地域(自治会、総自治会等)の概ね65歳以上の高齢者や障がい者を対象とすること。
- (2) 1回あたり対象者の参加が5名以上であること。
- (3) 開催実績が年間6回以上あること。
- (4) 開催時間が毎回1時間半以上であること。
- (5) 開催日時等を広く周知し、参加を募ること。
- (6) 特定の趣味やサークル活動等を目的とするものでないもの

### (助成金額)

第5条 1回の開催につき4,000円とし、年間50,000円を限度に助成する。

### (助成金の対象となる経費)

第6条 サロン活動に係る費用とする。ただし、スタッフの人件費、打合せに係る費用及びアルコール類は対象外とする。

### (申請方法)

第7条 「サロン活動助成事業申請書(様式第1号)」に「サロン活動年間実施計画書(様式第2号)」を

添付し、期日までに本会へ提出するものとする。

(助成金の決定)

第8条 助成金は会長が審査のうえ、助成の可否を決定し、「助成金交付決定通知(様式第3号)」により通知する。

(助成金の交付)

第9条 助成金の交付は申請に基づき概算払いとする。「助成金交付決定通知(様式第3号)」を受けた申請者は、速やかに「サロン活動助成金請求書(様式第4号)」に必要書類を添付し、本会へ提出するものとする。

2 本会は「サロン活動助成金請求書(様式第4号)」を受け付けた場合、翌月20日(金融機関が休みの場合は翌営業日)までに指定口座に振り込むものとする。

(報告書の提出)

第10条 年間の活動終了後速やかに、「サロン活動助成事業報告書(様式第5号)」及び「サロン活動開催実績報告書(様式第6号)」に、助成金額分の領収書又はレシート(写し)を添付し、本会へ提出するものとする。

(助成金交付の返還・取消)

第11条 会長は、次の事項のいずれかに該当するときは、助成金の全部及び一部を返還又は取り消しを求めることができる。

- (1) 余剰金が生じたとき。
- (2) 開催実績が6回に満たないとき。
- (3) 開催実績が実施計画に満たないとき。
- (4) 本要綱の目的以外に使用したとき。
- (5) 虚偽の申請、その他不正な手続きにより交付を受けたとき。
- (6) 助成事業を遂行する見込みがなくなったと認めるとき。
- (7) 構成メンバーに反社会的勢力に関係するものがある場合

2 第4条第2項第3号の規定にかかわらず、サロン開催予定日にやむを得ない理由(台風や大雪等参加者に危険が伴う天候及び感染症の流行等、参加者の安全確保に配慮が必要な状況が生じた場合)により開催を中止した場合、年間の開催実績が6回に満たないときは、その不足する回数分に相当する助成金を返還するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2 本助成事業については、財政状況を鑑み、毎年見直しを行うものとする。

附則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

この要綱は令和8年4月1日から施行する。